

令和 年 月 日

保護者様

京都市立京都堀川音楽高等学校長

インフルエンザによる出席停止のお知らせ

インフルエンザにかかられた場合は、「学校保健安全法」により「出席停止」となります。

「出席停止期間の基準」は、学校保健安全法施行規則により発症した後 5 日（発症した日は含まない：発症日翌日を 1 日目として）を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）（解熱した日は含まない：解熱翌日を 1 日目として）を経過するまでと定められています。

診察を受けている医師の指示に従って休養してください。

登校される際には、保護者の方が下記の報告書に記入し学校へ提出してください。

――――――――――――――――――――――――――――――――

学校への報告書

京都市立京都堀川音楽高等学校長様

年 番・生徒氏名

【病名】 インフルエンザ 型

【登校してはいけない期間】 月 日()曜日 ~ 月 日()曜日

【学校への連絡・注意事項など】

令和 年 月 日

保護者氏名

印

受診した医療機関名